

鴨川市職員定年前再任用実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第 4 号

鴨川市職員定年前再任用実施要綱の一部を改正する訓令

鴨川市職員定年前再任用実施要綱（令和 5 年鴨川市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「かつ、」の次に「原則として」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。